

【問い合わせ】

保険料の計算について…茨城県後期高齢者医療広域連合事業課(☎309-1213)

保険料の納付について…保険課医療保険担当(☎282-1711 内線1174・1175)

後期高齢者医療保険料の保険料額決定通知書を郵送します

令和7年度の後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月11日(金)以降に後期高齢者医療保険料額決定通知書と納付書(口座振替の方を除く)を郵送します。納期限までの納付をお願いします。なお、特別徴収(年金から天引き)の方には、「後期高齢者医療保険料(特別徴収)のお知らせ」を郵送します。

■後期高齢者医療保険料率が変わります

後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加等を反映し、2年ごとに見直されます。令和7年度の茨城県の後期高齢者医療保険料率は下記のとおりです。

区分	令和6年度		令和7年度
	賦課のもととなる金額が58万円以下の方	賦課のもととなる金額が58万円超の方	※所得割率は賦課のもととなる金額によらず、統一されます。
均等割額		4万7,500円	4万7,500円
所得割率	9.00%	9.66%	9.66%

■保険料の賦課限度額および所得が一定額以下の方に対する均等割額の軽減基準が見直されます

【保険料の賦課限度額の改正】

年収約1,000万円を超える方を対象とする賦課限度額(保険料の年間上限額)について、令和6年度は73万円(令和6年度に新たに75歳に到達する方は80万円)でしたが、令和7年度は80万円となります。

【所得が一定額以下の方に対する保険料均等割額の軽減措置】

世帯の総所得金額等に応じた軽減後の均等割額については、下表のとおりです。

	令和6年度/均等割額 4万7,500円		令和7年度/均等割額 4万7,500円	
軽減の割合	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等	軽減後の均等割額	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	1万4,250円	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	1万4,250円
5割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)+「29万5,000円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2万3,750円	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)+「30万5,000円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2万3,750円
2割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)+「54万5,000円×世帯の被保険者数」以下の世帯	3万8,000円	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)+「56万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	3万8,000円

※△収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は110万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。△給与所得者等の数とは、給与所得を有する者と公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数になります。△判定には所得の申告が必要です。

■「会社などの健康保険の被扶養者」であった方の軽減期間があります

後期高齢者医療保険制度の加入前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。※「所得が一定額以下の方に対する軽減」の対象となる方は、軽減割合の高い方(7割軽減)が優先されます。

▼国保税の納付(支払い)は原則として口座振替です。

平成28年度から口座振替が原則となりました(年金による特別徴収の方を除く)。

▼後期高齢者医療保険料の納付(支払い)も、納付に行く手間が省け、納め忘れの心配のない、口座振替がおすすめです。

▼役場で口座振替の申し込みができます

銀行のキャッシュカード(暗証番号入力)があれば、役場で口座振替の申し込みが可能(端末でカードが読み込める場合に限る)ですので、ぜひ口座振

替の登録をお願いします。第1期分からの口座振替を希望する方は、7月22日(火)までに保険課(役場行政棟1階)で手続きをお願いします(利用可能な金融機関…常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行、常陸農業協同組合)。

▼普通徴収の世帯で、口座引き落としの登録をしていない場合は、納付書で納めてください。

▼納期限までに納付できない事情があるときはご相談ください。